

改正案	現行
<p>(証券専門会社等の業務等) 第九十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十四条第一項若しくは第十六条第一項の認定を受けている会社又は同法第三十九条の二第一項の認定に係る同項の中小企業承継事業再生計画に従つて事業を承継している会社</p> <p>六〜八 (略)</p> <p>4〜8 (略)</p>	<p>(証券専門会社等の業務等) 第九十五条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第七十二条第一項第九号及び第七十三条第七項の主務省令で定める会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社以外の会社であつて、次のいずれかに該当する株式会社とする。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第五条第一項、第七条第一項、第九条第一項、第十一条第一項、第十三条第一項又は第十六条第一項の認定を受けている会社</p> <p>六〜八 (略)</p> <p>4〜8 (略)</p>